

入札説明書

1. 出納責任者の名称及び所在地

公益財団法人 日本台湾交流協会 経理部長

〒106-0032 東京都港区六本木三丁目16番地33号

2. 競争入札に付する事項

(1) 行囊の日本台湾交流協会東京本部（以下「本部」）と日本台湾交流協会台北事務所・日本台湾交流協会高雄事務所（以下「在外事務所」）との間の発受に係る業務一式

① 仕向地：在外事務所

② 課金の定義：

(イ) 一般航空貨物（現地空港留）による本部発在外事務所宛行囊

成田、羽田空港から在外事務所所在地空港までの航空貨物運賃、燃油サーチャージ、セキュリティチャージ、航空貨物運送状作成料、成田、羽田空港における輸出通関料、取扱料、地上運送料、ターミナル施設使用料、有料道路使用料の合計金額。

(ニ) 一般航空貨物による在外事務所発本部宛行囊（航空貨物運賃の発出地払い）

成田、羽田空港における輸入通関料、取扱料、地上運送料、ターミナル施設使用料、有料道路使用料の合計金額。

③ 課金の単位：

実重量0.5Kg単位、端数切上げ。

④ 消費税の扱い：

見積価格は、本件委託業務に係る経費の内、消費税課税対象項目に掛かる消費税相当額を除いた額とすること。

(2) 運送条件等

別紙の条件のとおり

(3) 契約期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4. 競争入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 航空運送代理店業者として国土交通大臣に届出済であること。又は、利用航空運送業者として国土交通大臣の許可を受けていること。

5. 入札者に求められる義務

入札希望者は、以下の書類を期限内に提出しなければならない。

なお、入札にかかる資料作成費用については全て提出側の負担となる。

① 経費見積書

※見積書の形態

2.(1)を踏まえ、輸出・輸入とも台北2便、高雄2便で、それぞれの便につき、5kg・10kg・20kg・30kgでの料金を表記する。

② 航空運送代理店業者として国土交通大臣に届出済みであること、又は、利用航空運送業者として国土交通大臣の許可を受けていることを証明する書類。

③ 業務履行保証書(運送形態説明書を添付)

結果発表の前日までの間において、出納責任者から当該書類に関し説明を求め

られた場合には、それに応じなければならない。

入札者より提出された書類は本部において審査するものとし、採用し得ると判断した書類を提出した者のみを落札決定の対象とする。

6. 入札書類の提出場所等

(1) 入札書類の提出場所、契約条項を示す場所

〒106-0032 東京都港区六本木三丁目16番33号

青葉六本木ビル7階

公益財団法人日本台湾交流協会 総務部 鈴木

電話：03-5573-2606 (内線25)

(2) 入札書の受領期限 令和4年2月28日(月) 午後3時00分

(3) 選考結果通知

選考結果については、当協会ホームページにて採用会社を公表いたします。

7. 問い合わせ先

公益財団法人日本台湾交流協会 総務部 鈴木

電話 03-5573-2606 内線25 (受付: 平日9:30~18:00)

8. 落札者の決定方法及び入札書類に記載すべき金額等

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札決定に当たっては、入札金額の内消費税課税対象額の10%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数切捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額抜きの合計価格を入札書に記載すること。

9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10. 契約書作成の要否

要（2通を作成し、代表者の印を押すこと）

なお、秘密保持条項については、契約書のとおりとする。

11. その他

ただし、令和4年度予算の成立を条件とする。

以 上